

プロファイリングと欧州における 一般データ保護規則(GDPR)

弁護士 坂田 均

1 プロファイリングについて

(1) グーグル、アマゾンなどのウェブサイトアクセスして、地理、歴史、政治、経済に関する情報を検索したり、商品を購入したりすると、そのアクセス履歴が蓄積され、また、情報がデータ管理者によってプロファイリング(解析)されて、徐々に、データ主体の関心や嗜好に合わせた情報が提示されるようになる。データ主体の意思や選択にかかわらず、提供される情報がコントロールされるのだ。それは大変便利なことであるが、他方で、データ主体の知らない間に個人データが何者かによってコントロールされているというおそろしい状況を示している。プロファイリングは、個人情報保護の観点からどのように評価されているのか。プライバシーの権利を危険に曝してはいないか。

本稿では、個人情報保護の先進地域であるEUにおいて、プロファイリングがどのように規制されているかをみてみたい。

(2) EU一般データ保護規則(GDPR)(General Data Protection Regulation)(以下、「同規則」)は、プロファイリングを次のように定義している(同規則4条4項)¹。

『「プロファイリング」とは、自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置及び移動に関する側面を分析又は予測するための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の、個人データの自動的な取扱いを意味する。』(個人情報保護委員会和訳より。)

プロファイリングは、個人データを様々な角度から分析または予測するためのプロセッシング(取扱い)の一つであり、その取扱いが人間による手を経ない「自動的な取扱い」(automated processing)であるところに特徴がある。

(3) 近時、AIの活用による効率的な情報処理が求められているが、プロファイリングも個人データ処理の重要なツールであると認識されている。

実際に、プロファイリングは各産業分野において広く利用されている。

野村総合研究所が欧州で行った動向調査の結果報告書(以下、「野村総研報告書」)によると、プロファイリングは、金融、通信、人事、その他驚くほど多方面で活用されていることが分かる²。野村総研報告書によると、金融の分野においては、クレジットカードの発行可否の判定、与信の条件の設定、融資リスク評価などのために実施されている。従来は、人が情報を収集し、総合的に評価して、所定の判断がなされていたものが、AIの時代では、設定されたアルゴリズムに従って、収集された情報がプロファイリングによって自動的に分類され、評価されているのである。我々は、構築されたアルゴリズムの内容を知らないため、どのような個人データが収集され、それがどのように分類されて評価されているかを知らない。どのようにクレジットカードの発行が認められたり、否定されたりするのか知らない。また、融資リスクについても、どのような評価手続が行われているのかを知らない。

通信の分野でも同じである。野村総研報告書によると、信用調査機関からの情報に基づく契約の可否や、解約予測がプロファイリングによって決定されるようだ。

個人データは、個人データ主体の同意を得て、特定の目的のためにのみ利用されているから安心だと信じていたが、AIの時代ではそれはもう神話に過ぎないのだろうか。

2 プロファイリングの適法性

それでは、金融、通信、人事その他の分野でこのように実施されているプロファイリングは、そもそも適法なのであろうか。

GDPRでは、プロファイリングを含む個人データまたは個人データの集合に対して行われる「取扱い」(Processing)が適法であるための要件として、①データ主体の同意、②契約の履行のため、③法的義務を遵守するため、④データ主体等の重大な利益保護のため、⑤公共の利益等のため、⑥管理者等の正当な利益のため、という要件の、少なくとも一つに該当する必要があるとされている(同規則6条)。

野村総研報告書によれば、プロファイリングの適法性の根拠は、データ主体の同意や契約の履行を根拠とするものや、国内法を正当性の根拠とするものなど様々である。

ただ、個人データとは、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す自然人に関する情報を意味するから（同規則4条1項）、個人データには財産権に関するものから、個人の嗜好、生活行動歴、さらにはセンシティブなデータに属するものまで、様々な性質のデータが含まれている。

適法性の判断において、公共の利益やデータ管理者の正当な利益等とデータ主体の利益とを比較衡量する必要が生じる場合があるが、そのような場合には個人データの多様性に配慮しなければならない。

3 プライヴァシーの権利との関係

(1) プロファイリングは、プライバシーの権利との関係ではどのように評価されるのであろうか。

プライバシーの権利の本質については、ウォーレンとブランドイスの「一人で放っておいてもらう権利」(1890)として理解されてきた。日本でも「宴のあと」事件では、プライバシーの権利は、「私生活をみだりに公開されないという法的保証ないし権利」と定義されていた(東京地判昭和39・9・28下民集15巻9号2317頁)。ただ、いずれも、プライバシーに対する侵害排除を求める権利、すなわち消極的権利として位置付けていた。

憲法学者の間では、現在、プライバシーの権利を「自己情報コントロール権」と捉える考え方がほぼ通説であるといわれている。実務においても、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するもの。」として、「開示又は公表」に限定してはいるが、実質的には自己情報コントロール権を認めた判例として評価されている(最判平成20・3・6民集62巻3号665頁「住基ネットによる個人情報の管理・利用に関する事件」)。

佐藤幸治博士は、この「自己情報コントロール権」を「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利」と定義している。同説は、プライバシーの権利を、対象となる情報の性質に応じて、①個人の道徳的自律の存在にかかわる情報(「プライバシー固有情報」と②個人の道徳的自律の存在に直接かかわらない外的事項に関する個別的情報(「プライバシー外延情報」と)に分類している。

②については、外延情報も集積されることによ

て、個人の道徳的自律の存在に影響を及ぼすものとして、プライバシー侵害の問題を生ずるとしている。プライバシーの本質を「個人の道徳的自律」と理解するということは、プライバシーが「人格の尊厳」として不可欠の要素であることを意味するものである。18世紀の哲学者I.カントによれば、人間は理性を有し、その理性で自律的に道徳法則に従い、善を行うものであるとし、そこに人格が尊重されるべき理由があると述べているが、佐藤説のいう「個人の道徳的自律」もこのような趣旨のものとして理解し得る³。

「プライバシー固有情報」は、日本の個人情報保護法における「要配慮個人情報」に相当するものであるが、センシティブな情報として特段の配慮が求められている情報である。

「プライバシーの外延情報」には、商品購入履歴などの経済的活動にかかわる情報も含まれると思われるが、そのような情報は、単体としては、「人格の尊厳」との距離は遠い。プライバシーの外延情報には経済的権利を構成する情報が含まれることから、そのような場合は「プライバシー固有情報」の保護ほどの厳格性は要求されないであろう。

私法上の権利としてのプライバシーについても、同様の区別が可能である。

プライバシーの権利が、表現の自由など他の自由と衝突している場合、およびデータ管理者の正当な利益もしくは公共の利益等と対立している場合、侵害行為の違法性の判断において、比較衡量が必要となることがあるが、その場合は対象となる情報を分析して、「人格の尊厳」からの距離によって、要保護性を判断することが適切である。

(2) さらに、最近では、この「自己情報コントロール権」の本質を発展させて、「人間は社会において多様な人間関係を形成し、それぞれの人間関係において他人がアクセスできる情報を特定の範囲に限定したり、親密な関係においてのみ開示できる情報を選択したりして、円滑な人間関係を形成しているが、このような情報のコントロールによって、人間は多様な人格を形成し展開している」とする考え方がある(棟居快行、船津衛、F.ショーマンなど)⁴。なかでも、棟居説は、「人間は社会関係に応じて多様な自己イメージを使い分ける自由」を有しているとし、これがプライバシーの権利の基礎概念であると主張している。

このような立場からは、プライバシーの権利の

侵害は、単に、本人の意思に反して個人データが開示され、また公開されたといった侵害態様だけでなく、個人データの集積の状況や利用の態様が、ある人間関係に関しては、個人のイメージの取扱いとしてはふさわしくなく、「自己のイメージ等を使い分ける自由」が侵害されたと評価され得る場合も、一つの侵害態様として、侵害を肯定できる場合が出てくるであろう。

GDPRが新しく創設したプロファイリングを含むプロセッシングに対し、「異議申立権」(the right to objection) は、このような学説に支えられて登場した権利であるといえる。

4 異議申立権(同規則21条)

GDPRは、「データ主体は、当該データ主体のそれぞれの状況に関する理由を根拠として(on the grounds relating his or her particular situation)、同規則6条1項(e)号(公共の利益等のため)および同項(f)号(管理者等の正当な利益のため)に基づくプロファイリングを含む当該条項を根拠とした自己に関する個人データの取扱いに対して、いつでも異議申立権を有する。」と規定し、データ主体が、プロファイリングに対して異議申立権を有することを明らかにした。

この規定によると、データ主体が異議を申し立てた場合は、データ管理者はプロファイリングを含む取扱いを止めなければならない。

そして、その場合、データ管理者は、やむを得ない事由があること(compelling legitimate grounds)を主張立証しなければこの権利行使の効果を阻止することはできず、プロファイリングを含む取扱いを止めなければならない(同規則21条1項)。

同規則のガイドラインによると、「やむを得ない事由」の例として、当該処理が「社会の利益のためになる場合」や、「データ管理者の事業上の利益だけではない場合」が挙げられている。「事業上の利益」だけではない場合として、伝染病拡大予測に関するプロファイリングをその例として挙げている。

また、同ガイドラインによると、データ管理者による当該異議に対する抗弁が認められるかどうかは、データ管理者のやむを得ない事由とデータ主体の異議の理由を比較衡量して決することになるが、やむに已まれぬ事由を支える利益は異議の理由よりも高い要保護性が求められる(a higher threshold)と説明している⁵。

異議の理由については、GDPRもガイドラインも何

も語っていないが、データ主体のプライバシーの侵害の有無が考慮されるべきであろう。佐藤説の立場に立つのであれば、異議の理由が「固有情報」に関するものか、もしくは「外延情報」に過ぎないのかが比較衡量の対象とされることになるのではないかと考えられる。また、棟居説の立場に立てば、データ主体の「自己のイメージ等を使い分ける自由」が侵害されているかどうかは問われることになる。

5 異議申立権の課題

ネットワーク社会においては、情報が集積すればするほどデータベースの価値が高まり、その結果、データベースに集積する情報がさらに多くなるといわれている。そのようなネットワーク社会において、データ主体にプロファイリングに対して広範な異議申立権を認めてしまうと、データベースの不完全性によってその価値自体が損なわれてしまう危険性がある。山本龍彦教授は、プロファイリングに対して異議を唱える権利を認めることは、「より多くのデータを必要とするAI社会と自己情報コントロール権とは根本的に相矛盾するとも考えられる。」とし、「(憲法の観点から)この矛盾を発展的に解消していくしかない。」としている⁶。

データ主体の意思に反するといった主観的な理由のみで異議を認めると、山本教授の指摘するようにAI社会の理想と相矛盾することになるだろうし、ネットワーク社会の発展自体を阻害しかねない。むしろ、個人情報保護とプライバシーの権利保護の基礎概念である「人格の尊厳」との距離や「自己のイメージ等の使い分け」の利益が侵害されているかという観点から、データ主体の利益を正当に評価した上で、この権利を運用していくべきでないかと考える。

参考文献・規則等

- 1 Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)
- 2 株式会社野村総合研究所「EUにおけるGDPR(一般データ保護規則)の運用及び対応に関する動向調査 調査報告書」(2019年3月29日)
- 3 佐藤幸治『憲法[第三版]』(青林書院、第三版、1995) 453頁
- 4 棟居快行「プライバシー」『人権論の新構成』(信山社、1992) 198頁、Ferdinand D. Schoeman, 「Privacy and intimate information」『Philosophical Dimensions of Privacy an Anthology』(Cambridge University Press,1984)
- 5 Guidelines on Automated individual decision-making and Profiling for the purposes of regulation 2016/679.

-
- 6 山本龍彦「AIと個人の尊重、プライバシー」山本龍彦ほか『AIと憲法』(日本経済新聞出版社、2018)87頁以下